

## 障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて

### 1 概要

令和5年10月4日付で、こども家庭庁及び厚生労働省から事務連絡があり、障害者相談支援事業は社会福祉事業に該当せず消費税の課税対象であること、また、自治体が当該事業を民間事業所に委託する場合には、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることが示されました。

本町の障害者相談支援事業等については、3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町）と合同で社会福祉法人に委託し実施しており、消費税については社会福祉事業に該当するものとし、非課税として取扱っており認識に相違があることが判明しました。

### 2 原因

消費税法上、社会福祉法に規定する社会福祉事業は非課税とされていますが、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが国において明確に周知されていなかったことから、委託市町及び受託法人ともに社会福祉事業との認識のもと、非課税事業として事業を実施してきたことによります。

### 3 影響額

5,757千円（令和元年度～令和5年度）

内訳 過年度消費税相当額 5,204,498円

延滞税等相当額 552,287円

別紙 障害者相談支援事業負担額一覧表 参照

### 4 今後の対応

受託法人は令和元年分から令和5年度分まで（修正申告の対象となる期間）の委託料に係る消費税等の修正申告等をし、委託市町（蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町）は納付が必要となった消費税及び延滞税等相当額を対象法人に支払うこととします。

## 別紙

## 障害者相談支援事業負担額一覧表

既契約額	年度	宮代町	蓮田市	幸手市	白岡市	杉戸町	合計
	R 1	9,710,072	17,805,665	16,027,668	13,975,487	13,603,108	71,122,000
	R 2	9,817,821	17,945,788	16,042,676	14,208,785	13,418,930	71,434,000
	R 3	10,725,860	19,254,860	17,264,160	15,437,795	14,552,125	77,234,800
	R 4	11,391,605	20,728,262	18,359,825	16,663,910	15,635,398	82,779,000
	R 5	11,370,617	20,773,768	18,127,658	16,879,163	15,627,794	82,779,000
	合計	53,015,975	96,508,343	85,821,987	77,165,140	72,837,355	385,348,800
消費税相当額①	年度	宮代町	蓮田市	幸手市	白岡市	杉戸町	合計
	R 1	873,905	1,602,509	1,442,494	1,257,793	1,224,279	6,400,980
	R 2	981,781	1,794,578	1,604,266	1,420,883	1,341,892	7,143,400
	R 3	1,072,585	1,925,484	1,726,415	1,543,778	1,455,218	7,723,480
	R 4	1,139,166	2,072,825	1,835,981	1,666,389	1,563,539	8,277,900
	R 5	1,137,061	2,077,381	1,812,765	1,687,915	1,562,778	8,277,900
	合計	5,204,498	9,472,777	8,421,921	7,576,758	7,147,706	37,823,660
延滞税等相当額②	年度	宮代町	蓮田市	幸手市	白岡市	杉戸町	合計
	R 1	142,238	260,827	234,784	204,721	199,266	1,041,836
	R 2	134,270	245,429	219,402	194,323	183,520	976,944
	R 3	116,294	208,771	187,186	167,384	157,782	837,417
	R 4	93,510	170,154	150,712	136,791	128,348	679,515
	R 5	65,975	120,530	105,182	97,936	90,678	480,301
	合計	552,287	1,005,711	897,266	801,155	759,594	4,016,013
消費税相当額① + 延滞税等相当額②	年度	宮代町	蓮田市	幸手市	白岡市	杉戸町	合計
	R 1	1,016,143	1,863,336	1,677,278	1,462,514	1,423,545	7,442,816
	R 2	1,116,051	2,040,007	1,823,668	1,615,206	1,525,412	8,120,344
	R 3	1,188,879	2,134,255	1,913,601	1,711,162	1,613,000	8,560,897
	R 4	1,232,676	2,242,979	1,986,693	1,803,180	1,691,887	8,957,415
	R 5	1,203,036	2,197,911	1,917,947	1,785,851	1,653,456	8,758,201
	合計	<b>5,756,785</b>	10,478,488	9,319,187	8,377,913	7,907,300	41,839,673

事務連絡  
令和5年10月4日

各 { 都道府県  
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

## 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

## 記

### 1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号関係)

- ・ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)

(障害者総合支援法第 77 条の 2 関係)

- ・ 基幹相談支援センターを運営する事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。)

(障害者総合支援法第 78 条第 1 項関係)

- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 発達障害者支援センターを運営する事業
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・ 医療的ケア児支援センターを運営する事業

## 2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条及び同法別表第一第 7 号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記 1 のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

### 【担 当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電 話: 03-5253-1111

相談支援係 (内線) 3040 mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係 (内線) 3038 mail: hattatsu@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電 話: 03-5253-1111

障害保健係 (内線) 3064 mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

○こども家庭庁支援局障害児支援課

電 話: 03-6861-0068 (直通)

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp